



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成29年12月14日(木)

担当 山形労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 細貝浩之  
専門監督官 阿久津拓也  
電話 023-624-8222

### 建設工事現場に対する一斉監督を実施しました

～130現場に監督指導を行い、法違反のあった86現場(66.2%)に是正指導～

山形労働局(局長 庭山佳宏)では、公共工事等の建設工事の最盛期を迎える年末に向け、労働災害の発生件数の増加が懸念されることから、例年10月に建設工事現場(以下「現場」という。)に対する一斉監督を実施しています。本年も10月1日から31日までの1か月間、県内5つの労働基準監督署において、130の現場に対して一斉監督を実施しました。

今般、その結果を取りまとめたので公表します(詳細は別紙「建設業一斉監督指導結果」を参照)。

#### ～監督指導結果の概要～

○ 監督実施現場数	130現場
うち法令違反が認められた現場数	86現場(66.2%) <sup>※1</sup>
○ 主要事項毎の違反現場数	
・元方事業者の講ずべき措置に係る違反	60現場(46.2%)
・足場からの墜落防止措置、 足場の点検・補修等に係る違反	39現場(30.0%)
・高所の作業床・開口部の端等(足場を除く) からの墜落防止措置に係る違反	22現場(16.9%)
・車両系建設機械の安全措置に係る違反	20現場(15.4%)
・作業主任者の選任・職務の周知に係る違反	16現場(12.3%)
・移動式クレーンの安全措置に係る違反	15現場(11.5%)
○ 使用停止等命令(行政処分)を行った現場数 <sup>※2</sup>	11現場(8.5%)

※1 ( )は違反率を示す。

※2 法令違反が認められたもののうち、危険箇所への立入禁止や作業の停止、機械設備等の使用の停止等を命令した現場数。

#### 【今後の取組】

- 山形労働局では、引き続き、建設業等に対する労働災害防止対策に取り組んでいくこととしている。
- 事業場での安全意識の高揚、自主的な安全点検や安全衛生活動の推進と定着を通じて県内の労働災害を減少させることを目的として、平成24年から実施している『山形ゼロ災3か月運動・2017』(運動期間10月1日～12月31日)を今年度も展開している。
- 本格的な冬期シーズンを迎えるに当たり、平成15年から実施している「冬の労災をなくそう運動」を今年度も12月15日から実施することとしており、凍結や積雪による墜落や転倒といった冬特有の災害を減少させるための対策にも取り組んでいくこととしている。

## 建設業一斉監督指導結果

## 1 監督指導実施状況

県内5つの労働基準監督署が監督指導を実施した130現場のうち86現場（監督指導実施現場数の66.2%）で何らかの労働安全衛生法違反が認められたため、その是正を指導した。特に死亡など重篤な災害につながる墜落防止措置等に関する法違反が認められた11現場（違反現場数の12.8%）に対しては、危険箇所への立入禁止や作業の停止、機械設備等の使用の停止等の命令（以下「使用停止等命令」という。）を行った。

工事の種類毎の内訳は表1のとおりである。

<表1> 工事の種類毎の監督実施状況

	土木工事		建築工事				合計	
	現場数	事業場数(注)	現場数	事業場数	うち 木造家屋建築工事		現場数	事業場数
					現場数	事業場数		
監督実施件数 A(件)	37	98	93	288	39	99	130	386
違反件数 B(件)	22	34	64	153	31	67	86	187
うち 使用停止等命令件数 C(件)	2	3	9	21	6	14	11	24
違反件数の割合 B/A(%)	59.5	34.7	68.8	53.1	79.5	67.7	66.2	48.4
使用停止等命令件数の割合 C/A(%)	5.4	3.1	9.7	7.3	15.4	14.1	8.5	6.2

(注) 事業場数とは、元方事業者数に工事現場内で作業している下請業者数を合算したものである。

## 2 労働安全衛生関係法令の主要事項毎の違反状況

労働安全衛生関係法令の主要事項毎の内訳は表2のとおりである。

<表2> 主要事項毎の違反現場数・違反事業場数

	主な法違反の内容	違反 現場数 (注1注3)	現場 違反率 (注4注6)	違反 事業場数 (注2注3)	事業場 違反率 (注5注6)
1	関係請負人等が労働安全衛生法に違反しないように、元方事業者として必要な指導を行っていないこと。	60(7)	69.8 【8.1】	111(9)	59.4 【4.8】
2	高さ2メートル以上の足場に、手すり、中さん等の墜落を防止するための措置を講じていないこと、足場の点検・補修を行っていないことなど。	39(3)	45.3 【3.5】	49(3)	26.2 【1.6】
3	高さ2メートル以上の作業床の端、開口部の端等(足場を除く)に手すり等の墜落を防止するための措置を講じていないこと、昇降設備を設けていないこと、はしごの不適切な使用など。	22(6)	25.6 【7.0】	29(9)	15.5 【4.8】
4	車両系建設機械の作業計画を定めていないこと、車両系建設機械を用途外に使用していることなど。	20	23.3	26	13.9
5	作業主任者の職務内容を選任していないこと、作業主任者の職務を周知していないことなど。	16	18.6	16	8.6
6	移動式クレーンの作業方法を定めていないこと、移動式クレーンを使用する際につり荷の下に労働者を立ち入らせていることなど。	15	17.4	17	9.1
7	木材加工用機械の歯の覆いを設けていないこと、歯の覆いを無効にしていることなど。	6(1)	7.0 【1.2】	6(1)	3.2 【0.5】

(注1) 違反現場数は、1つの現場で複数の違反が認められる場合があるため、違反現場数の合計(86現場)より多くなっている。

(注2) 違反事業場数は、1つの事業場で複数の違反が認められる場合があるため、違反事業場数の合計(187事業場)より多くなっている。

(注3) ( )内は、使用停止等命令の行政処分を行った件数であり、それぞれの内数である。

(注4) 現場違反率は、違反現場数の合計(86現場)に対するものである。

(注5) 事業場違反率は、違反事業場数の合計(187事業場)に対するものである。

(注6) 【 】内は、使用停止等命令の違反率であり、違反現場数の合計(86現場)若しくは違反事業場数の合計(187事業場)に対するものである。